

# 平成 23 年第 2 回臨時会会議録

平成23年 第2回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
5月24日	火	本会議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長提出議案の上程・質疑・討論・採決 報告 閉会宣告

## 平成23年 第2回菊池市議会臨時会会議録（目次）

5月24日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	8
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	10
7. 開 会	11
8. 開 議	11
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	11
10. 日程第2 会期の決定	11
11. 日程第3 議案第43号から議案第49号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	11
(1) 東 裕人君質疑	19
12. 日程第4 議案第50号及び議案第51号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	22
13. 日程第5 議案第52号上程・説明・質疑・討論・採決	24
議案第52号に対する質疑	25
(1) 東 裕人君質疑	25
討 論	27
(1) 東 裕人君討論	27
(2) 中原 繁君討論	27
休 憩	28
開 議	28
発言の申し出	28
(3) 坂井正次君討論	29
採 決	29
14. 日程第6 議案第53号上程・説明・質疑・討論・採決	29
15. 日程第7 報告第3号及び報告第4号まで上程・報告	31
16. 閉 会	33

第 1 号

5 月 24 日

## 平成23年第2回菊池市議会臨時会

### 議事日程 第1号

平成23年5月24日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市一般会計補正予算 第16号）
- 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号）
- 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 第6号）
- 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第1号）
- 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例の一部を改正する条例）
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第50号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 議案第51号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事）
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第53号 平成22年12月17日議決の「議案第133号調停の申立てについて」の表記訂正について
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 報告第3号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市一般会計補正予算 第16号）

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号）

議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 第6号）

議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第1号）

議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例の一部を改正する条例）

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第50号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について

議案第51号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第2号）

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第53号 平成22年12月17日議決の「議案第133号調停の申立てについて」の表記訂正について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 報告第3号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第4号 専決処分の報告について

上程・報告

---

出席議員（23名）

- 1 番 工 藤 圭一郎 君  
 2 番 城 典 臣 君  
 3 番 大 賀 慶 一 君  
 4 番 岡 崎 俊 裕 君  
 5 番 水 上 彰 澄 君  
 6 番 東 英 俊 君  
 7 番 東 裕 人 君  
 8 番 泉 田 栄一朗 君  
 9 番 森 清 孝 君  
 10 番 中 原 繁 君  
 11 番 樋 口 正 博 君  
 12 番 二ノ文 伸 元 君  
 13 番 中 山 繁 雄 君  
 14 番 怒留湯 健 蓉 さん  
 15 番 坂 本 昭 信 君  
 16 番 隈 部 忠 宗 君  
 17 番 葛 原 勇次郎 君  
 18 番 木 下 雄 二 君  
 19 番 坂 井 正 次 君  
 20 番 森 隆 博 君  
 21 番 山 瀬 義 也 君  
 22 番 境 和 則 君  
 23 番 北 田 彰 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君

七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第2回菊池市議会臨時会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成23年3月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があつておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承認いただきたいと思ひます。

以上、諸般の報告を終わります。

---

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、工藤圭一郎君及び城 典臣君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

---

#### 日程第3 議案第43号から議案第49号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に日程第3、議案第43号から議案第49号までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成23年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由を申し上げます前に、企業誘致関係についてご報告を申し上げます。

来たる5月27日、熊本県庁会議室で井和工業株式会社と立地協定調印式を予定しております。進出先は菊池市森北工業団地内の株式会社九州ヨコタの跡地で、用地面積は約8,787平方メートル、総投資額は約3億円です。事業内容としては、合成樹脂製品の製造・販売で、平成23年11月の操業開始を目指しておられまして、30名程度の雇用が見込まれます。

今後とも企業情報の収集、訪問活動を初め、積極的な誘致活動に努めてまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第43号、議案第44号、議案第45号につきましては、平成22年度菊池市一般会計、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計及び平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計の事業確定に伴い、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

また、議案第46号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第47号の菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましても同様に、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第48号、平成23年度菊池市一般会計補正予算及び議案第49号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災に伴う緊急支援のため、予算及び条例の一部改正について地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

それでは、議案第43号から議案第49号まで、一括してご説明をいたします。

まず、議案書の1ページをお開きください。

議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法の第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、2ページ目が専決処分書でございます。

専決第2号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第16号）、専決日は平成23年3月30日でございます。

それでは、4ページをお開きください。

今回の補正は、1億672万5,000円を減額し、補正後の予算総額を252億8,501万6,000円とするものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

まず、歳入の事項別明細の主なものをご説明いたします。

一番上の表の款1市税、項1市民税、目1個人、節現年課税分の2,000万円の減額は、公的年金特別徴収分の最終見込みが予算より下回りますので、今回、減額するものでございます。

次に、款2の地方譲与税、款3の利子割交付金、款6の地方消費税交付金、款7のゴルフ場利用税交付金、款8の自動車取得税交付金につきましては、平成22年度の交付額が確定いたしましたので、予算の調整を行うものでございます。

次に、款10の地方交付税でございますが、これにつきましては平成22年度の特別交付税の額が11億4,341万1,000円と確定いたしましたので、今回、6億4,341万1,000円の増額補正をするものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。

上から3段目の款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金、節4生活保護費負担金の3,283万3,000円の減額は、国からの交付額が確定したものでございます。

次に、款15県支出金、目2総務費県補助金の2,688万8,000円は、国の地域活性化交付金事業として実施しております歴史回廊菊池・菊池一族浪漫再発見事業に対し、県からの補助金が交付されたものでございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金の6億1,287万9,000円の減額は、今回の補正予算に伴い財源調整を行うものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。

款21市債、目2総務債、節1総務管理債の9,010万円の減額は、菊池市の総合行政システム機器更新について予算減額を行ったため、それに伴い一般事業債の借入金を不要とし、減額したものでございます。

次に、18、19ページをお開きください。

歳出の事項別明細をご説明いたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節28操出金の1億450万2,000円の減額のうち1億235万2,000円は、国保財政調整操出金、いわゆる法定外操出金を減額するものでございます。

次に、款4衛生費、目2予防費、節13委託料の100万6,000円の減額は、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌予防接種一時見合わせによる予防接種業務委託料を減額するものでございます。

同じく款4衛生費、目3母子衛生費、節13委託料の121万7,000円の減額は、妊婦届け出数の減による妊婦健診審査委託料を減額するものでございます。

戻っていただきまして、8ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。このたびの予算の補正によりまして、補正後の限度額を30億7,385万1,000円とするものでございます。

以上、議案第43号についてご説明をさせていただきました。

次に、23ページをお開きください。

議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、24ページが専決処分書でございます。

専決第3号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、専決日は平成23年3月30日でございます。

26ページをお開きください。

今回の補正は、8,597万7,000円を減額するもので、補正後の予算総額を64億7,007万7,000円とするものでございます。

次に、32、33ページをお開きください。

まず、歳入の事項別明細の主なものをご説明をいたします。

款3国庫支出金、款4療養給付費交付金、款6県支出金は、国・県の交付金等が確定したことにより補正を行うものでございます。

次に、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節7国保財政調整繰入金の1億235万2,000円の減額は、国・県からの交付金等の増額により、法定外繰入金が不要となったものでございます。

同じく款9繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整繰入金、節1財政調整繰入金の1億5,599万1,000円の減額は、医療費等の支払額が少なかったことにより、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。

歳出の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金の6,553万3,000円の減額は、インフルエンザ等の流行がなく、見込みより医療費がかからなかったことによるものでございます。

次に、款2保険給付費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金の1,004万4,000円の減額は、見込みより高額な医療対象が少なかったためによるものでございます。

以上、議案第44号についてご説明をさせていただきました。

次に、37ページをお開きください。

議案第45号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、38ページが専決処分書でございます。

専決第4号、平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第6号）、専決日は平成23年3月30日でございます。

40ページをお開きください。

今回の補正は1,022万6,000円を減額するもので、補正後の予算総額を4億2,712万4,000円とするものでございます。

次に、48、49ページをお開きください。

歳入歳出の事項別明細をご説明いたします。

まず、歳入でございますが、上の表の款3国庫支出金、目1簡易水道事業費国庫補助金、節1簡易水道事業費国庫補助金の102万6,000円の減額は、旭志北部簡易水道施設整備事業の事業費確定によるものでございます。

次に、款8市債、目1市債の920万円の減額は、旭志北部簡易水道施設整備事業及び水源・迫間簡易水道施設整備事業の事業費確定による簡易水道事業債と辺地債の減額を合わせたものでございます。

次に、歳出でございます。

同じページの下の表をごらんください。

款1総務費、目2事業費の1,022万6,000円の減額は、旭志北部簡易水道施設整備事業及び水源・迫間簡易水道施設整備事業の事業費確定による工事請負費、設計委託料等の減額を合わせたものでございます。

次に、43ページにお戻りください。

第2表地方債補正でございます。今回の補正予算の結果、補正後の限度額は2億

2, 680万円となるものでございます。

以上、議案第45号についてご説明をさせていただきました。

次に、51ページをお開きください。

議案第46号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、52ページが専決処分書でございます。

専決第5号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例、専決日は平成23年3月31日でございます。

内容につきましては、53ページをごらんください。

菊池市国民健康保険条例の一部を次のように改正するというものでございます。

お手元に別冊でお配りしております新旧対照表の1ページをお開きください。

左が現行、右が改正案でございます。改正点といたしましては、第7条の下線部分の箇所ございまして、被保険者が出産したときの出産一時金35万円を39万円に改正するものでございます。

改正理由といたしましては、健康保険法施行令の改正により、これまで暫定措置として平成21年10月から平成23年3月までの出産に係る出産育児一時金に4万円加算されていたものが、このたび恒久措置化されることから、条例の改正の必要性が生じたものでございます。

それでは、議案の53ページにお戻りをください。

附則にありますとおり、条例の施行日は4月1日となっております。

以上、議案第46号をご説明させていただきました。

次に、55ページをお開きください。

議案第47号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法の第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、56ページが専決処分書でございます。

専決第6号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決日は平成23年3月31日でございます。

57ページをごらんください。

菊池市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというもので、このたびの改正理由といたしましては、地方税法施行令の改正に伴うもので、国民健康保険税の課税限度額の見直し、適正化を行い、被保険者間の負担の公平性を図るものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表の2ページをお開きください。

下線部分が改正箇所でございます。第2条の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額について、医療保険分の基礎課税額の限度額50万円を51万円に、後期高齢者支援分の後期高齢者支援金等課税額の限度額13万円を14万円に、介護保険分の介護納付金課税額の限度額10万円を12万円に改めるものでございます。

また、23条の改正につきましては、第2条の課税限度額の改正に併せ、国民健康保険税の減額の限度額をそれぞれについて同じく改正するものでございます。

それでは、議案書の57ページにお戻りください。

附則にありますとおり、条例の施行日は4月1日となっております。

以上、議案第47号のご説明をさせていただきました。

次に、59ページをお開きください。

議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、60ページが専決処分書でございます。

専決第7号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第1号）、専決日は平成23年4月25日でございます。

62ページをお開きください。

今回の補正は、997万6,000円を追加し、補正後の予算総額を235億4,497万6,000円とするものでございます。この補正予算は、3月11日に発生いたしました東日本大震災に関し、被災地への支援及び被災地からの避難者受け入れに伴う経費を専決処分したものでございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細によりご説明いたします。

68、69ページをお開きください。

まず、上の表の歳入でございますが、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金については、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

次に、下の表の歳出でございますが、款2総務費、目1一般管理費、節9旅費の620万3,000円につきましては、被災地の宮城県石巻市、東松島市、南三陸町へ応急給水活動、仮設住宅入居手続、被災者の健康診断などの支援を行うため、合計31人分の職員を派遣するための旅費でございます。現在、既に5名を派遣しており、今後も被災地から県等を通じての要請を受け、職員を派遣することとしております。

同じく節11の需用費の104万8,000円につきましては、被災地への派遣

職員の作業服、防寒着、現地調達消耗品等の経費でございます。

同じく節 1 2 の役務費 9 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、4 月 2 6 日から 2 8 日にかけて、岩手県遠野市へ菊池市区長協議会と共同で枕、シーツ、敷き布団、市で備蓄しております敷きマットなどの支援物資を送っておりますが、その際の運送経費でございます。

同じく節 1 4 使用料及び賃借料の 6 2 万円につきましては、派遣職員の現地での公共交通が利用できない場合のタクシー利用料でございます。

同じく節 1 9 の負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員の現地でのレンタカー使用料に係る県への負担金 2 0 万円と、被災地からの避難者を市の施設であります七城リバーサイドパーク等の宿泊施設へ受け入れる際の指定管理者への補助金 9 6 万円を計上しております。

以上、議案第 4 8 号についてご説明させていただきました。

次に、7 1 ページをお開きください。

議案第 4 9 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、7 2 ページが専決処分書でございます。

専決第 8 号、菊池市税条例の一部を改正する条例、専決日は平成 2 3 年 5 月 6 日でございます。

改正条例の内容につきましては、7 3 ページをごらんください。

改正理由といたしましては、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律が平成 2 3 年 4 月 2 7 日に公布されたことに伴い、本市税条例の一部の改正を行ったものでございます。

なお、地方税法の改正の主旨といたしましては、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として改正されたものでございます。

改正内容といたしましては、菊池市税条例の附則に次の 3 条を追加するものであり、三つの特例を設けております。

まず一つ目は、4 行目、附則第 2 2 条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございます。この附則 2 2 条により、東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成 2 3 年度個人住民税での適用が可能となるものでございます。

なお、特例の適用を受けるためには、申告書等に適用を受ける旨の記載が必要となります。

次に二つ目は、同じページの下から4行目、附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。この附則23条により、住宅ローン減税の適用住宅が大震災で滅失等をして、個人住民税におきまして控除対象期間の残存期間について、住宅借入金等特別税額控除が可能となるものでございます。

また三つ目は、次の74ページの14行目、中ほどでございますが、附則第24条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。この附則第24条により、固定資産税におきましては東日本大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年度分につきましては住宅用地としての特例を適用可能とするものでございます。

以上が改正条例の内容でございますが、本市におきましては附則22条及び附則23条の個人住民税に係る特例につきましては、被災地から転入された方がいらっしゃれば対象となり得ますが、附則第24条の固定資産税の特例に関しましては、対象者はいらっしゃらないのではないかとというふうに考えておるところでございます。

なお、75ページの下から3行目の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとなっておりますので、専決日の5月6日からの施行となります。

ただし、附則第23条、すなわち住宅ローン減税の特例に係る部分につきましては、平成24年1月1日からの施行となります。

以上で、議案第43号から議案第49号までの説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第44号と47号について質疑を行います。

まず、議案第44号、専決第3号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてお尋ねします。

議案で言うと、29ページの歳入についてお聞きします。

今回の補正では、国庫支出金が1億6,000万円増えて、2億6,000万円繰り入れせずに済んだということになっています。それで、なぜ税の減額ではなくて繰入減額なのか、お尋ねをします。

医療費の伸びや税収の見込みがそれぞれ当初と違ったわけだから、当然、形はどうあれ、納税者に還元すべき性質のものであると思いますが、そこら辺は検討された上での今回の補正なのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） おはようございます。

国保特別会計は、独立採算により運営していくことが基本でございます。今日の低迷する社会経済情勢を背景に被保険者の所得そのものが伸び悩むなど、保険給付費の増大に見合う歳入の確保が困難になったことから、基金の取り崩し及び一般会計からの法定外繰り入れを計画したものでございます。今回、補助金交付の増や医療費の伸びが少なかったことによりまして、当初見込んでいた基金取り崩しと法定外繰り入れが不要となったものです。

このことから、平成22年度におきましては、給付に見合う税率改正は行っておらず、不足分は基金及び法定外繰り入れで対応しておりますので、今回の補正につきましては、基金及び法定外繰り入れを減額したものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今言われましたように、給付に見合う税収の確保ということで課税をされているわけで、その給付の部分、医療費の伸びの部分が当初見込みと違うのであれば、当然、税の方に何らか反映されるべきだと思いますが、質疑でするのでそれはいいとして、次の質疑に移ります。

次に、議案第47号、専決第6号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをします。

まず、今回の条例改正、課税の上限引き上げにより影響を受ける世帯数、人数はどれぐらいか、教えていただきたいと思います。

それから、この上限引き上げは毎年のように連続して行われています。

そこでお聞きします。こうした際限のない引き上げによって、結局、国保財政は安定したのかどうか、また引き上げ続けたことによって、収納状況、滞納者はどうなったのか、増えたのか減ったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、1点目の今回の限度額の引き上げに伴う影響でございますが、現段階では本課税前でございます。最新の所得、すなわち平成22年分での試算はできませんが、前の年の平成21年分の所得で試算をしてみますと、約400世帯、被保険者数で申しますと、約1,700人が影響を受けると見込まれておるところでございます。

次に、2点目の引き上げにより国保財政は安定したかというご質問でございますが、平成20年度における税率改正、限度額改正が行われておりますが、現在のところ、保険給付費を賄える税収となっております、安定化は図られておるのではないかと考えております。

また、滞納者の増加につながらなかったかということでございますが、収納率につきましては平成21年度が87.52%、前年と比較いたしますと約2.6ポイント下がっておりますが、これはアメリカより端を発した金融危機が招いた世界同時不況の影響によることが考えられ、本市の所得水準で平成20年度と21年度を比較した場合、所得200万円未満の世帯割合が5ポイントも増加したものであり、限度額を引き上げたことによる要因ではないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 結局、これまでも連続的に行われてきた国保税、この上限を引き上げることですね、この引き上げの効果があったのかどうかというのを最後にお尋ねしたいと思います。これまでですね、効果があったのかどうかと。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど市民部長の方からお答えをいたしました、国民健康保険は特別会計でございます、独立採算を基本としております。平成21年度におきましては約3,000万円の基金取り崩しは行ったものの、平成22年度におきましては最終的に基金の取り崩しが少なくなりまして、また法定外の繰り入れの必要もない状況でございますので、一定の引き上げの効果はあったものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第43号から議案第49号までの7議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第47号、専決第6号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

先ほど質疑をしましたが、上限の引き上げで国保財政が安定するわけでもなく、収納率が上がるわけでもありません。ましてや、低所得者に対する負担軽減配慮にはならないわけです。それは、この数年の連続引き上げを見れば明らかであります。引き上げの効果はありません。あるのは中間層、ボーダーラインにいる市民への増税、負担増だけであります。これでは国保が抱える根本問題が解消されるどころか、さらに悪循環に陥ってしまいます。こうした税条例一部改正の専決処分は承認できず、反対とします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

ただいま討論がありました議案第47号を除き採決します。

お諮りします。議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号、議案第49号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第46号まで及び議案第48号から議案第49号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第47号については起立により採決します。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第50号及び議案第51号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第50号及び議案第51号を一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第50号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定及び議案第51号、平成23年度菊池市一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案第50号につきましては、さきの職員による不祥事に対し、市政の最高責任者であります市長及び副市長の給料月額を減額いたしたく条例を制定するものです。本年6月1日から3カ月間、市長においては給料の100分の20、総額48万3,000円を、副市長においては給料の100分の10、総額18万8,700円をそれぞれ減額するため、条例の制定をお願いするものです。

また、議案第51号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第2号）につきましては、議案第50号の条例制定に伴い、減額補正をお願いするものです。

歳入歳出予算の総額から67万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を235億4,430万5,000円とするものです。

今回の不祥事に対し、心よりおわびを申し上げますとともに、今後、再び、二度とこのようなことが起こらないよう、全職員一丸となって職務の執行並びに綱紀の肅正に取り組み、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号及び議案第51号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第50号及び議案第51号までの2議案については、原案の

とおりに可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号までの2議案については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第5 議案第52号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第52号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第52号、工事請負契約の締結につきましては、平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事について、生田・吉安建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、この議案につきまして速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

89ページをお願いいたします。

議案第52号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事につきましては、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とするとの規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、市内業者2社による組み合わせとし、5つのジョイントベンチャーにより5月10日に入札を行い、その後の事務処理を経て5月17日に仮契約を行ったところでございます。

1、契約の目的、平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事。

2、工事場所、菊池市隈府地内。

3、契約の方法、条件付一般競争入札。

4、契約の金額、1億7,839万5,000円。

5、契約の相手方、生田・吉安建設工事共同企業体。代表者、菊池市隈府223、

株式会社生田工務店。代表取締役生田健一。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 議長よりお知らせをします。携帯電話の電源のスイッチを切るか、マナーモードにしてもらいたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、議案第52号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

今回議題となっている老人福祉センター建設工事の入札では、昨年の隈府小学校校舎改築建築工事、菊池南中学校体育館耐震補強建築工事と同じ五つの建設会社がJVを組んで入札に参加し、議案のとおり、生田・吉安建設工事共同企業体が落札をしています。落札率は96.99%であります。

そこで、今回の入札について、執行部は適正な入札が行われたと考えているのかどうか、まず初めにお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、適正な入札が行われたと考えているかのご質問でございますが、この工事は菊池市建設工事共同企業体運用基準要綱に基づきまして、指名審査会において共同企業体により実施する方法をとっております。そして、各業者が共同企業体を自主的に自由に結成できるように、条件付一般競争入札といたしました。これは国・県が指導する談合を誘発しない方法の一つと考えております。

また、この工事は地元業者育成のため極力考慮したものでございまして、適正な入札であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 適正ということでしたので、次にお聞きします。

私は昨年の7月の臨時議会で南中学校体育館耐震補強工事の入札について、落札価格、落札率の不自然さ、コスト構造の不自然さという二つの問題で質疑をいたしました。今回も昨年同様の調査を昨日してみると、同じような疑問点が浮かんできました。前回はパネルを準備しましたが、今回は間に合わなかったので、口頭でお尋ねをしたいと思います。

まず、落札価格、落札率の不自然さについてです。

96.99%という高い落札率とともに、5社入札で価格差は最大でも339万円。落札率の差も最大で1.94%というものになっています。これは今までと同じ傾向を示しています。この価格形成の不自然さは、あるべき姿だと考えているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

2点目に、コスト構造の不自然さについてです。

昨年同様、発注者である菊池市が計算した工事費明細書と各社の工事費内訳書を工種ごとに比較をしました。これも昨年同様、工事費の比率、コスト構造はほぼ同じ結果を示しています。こうしたコスト構造の不自然さもまた、あるべき姿だと執行部は考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、落札価格、落札率の不自然さという点でございますが、このことにつきましては、落札業者が、市が示しました仕様書に基づきまして適切に積算した結果であるというふうに認識をしております。

また、2点目のコスト構造の不自然さについてでございますが、積算に当たっては各社同じ仕様書を使用をしております、参加者が、今回、菊池市内の事業者であり、内容に大きな差がなかったのではないかと考えております。それが入札率に差がなく、コスト構造が変わらなかったのではないかとというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 私は昨年、この二つの不自然な問題を談合の存在を推認する状況証拠となるであろう問題として質疑をし、討論もしました。問題提起したつもりでもあります。それから1年、執行部は今回の入札に当たり何に留意をしたのか、最後にお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 入札に当たって何に留意したのかというご質問でございますが、およそ1年弱の間に菊池市の入札制度の大幅な変更は実施しておりませんが、平成23年度新格付の切りかえと同時に入札制度の改革を菊池市入札参加者資格審査会で現在議論をしているところでございます。具体的な決定を経ているわけではございませんが、毎年国土交通省が実施しております公共工事入札契約適正化法に係る調査結果における各種の入札制度等を参考にしながら、競争性の確保と地元業者受注機会の確保に留意しつつ、幾つかの制度改革について現在議論をしていると

ころでございます。

なお、この改革案については、決定後、一般にも公表することになると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第52号、工事請負契約の締結について、反対討論をします。

質疑でお聞きした二つの不自然な問題に対する回答では、昨年同様、疑問は解消できません。そうである以上、昨年反対をしておいて今回賛成できるわけがありません。この二つの問題解決は、自治体の入札制度改革の入り口の問題であるので、しっかり研究もし、対応していただくことも併せて述べて、討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

中原 繁君。

賛成者の討論です。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 議案第52号、工事請負契約の締結について、これは老人福祉センターの建設であります。この件につきましては、私が落選する前、現役のときからの長い間の懸案事項でありました。そのとき、場所にしろ用地にしろ、既に決定を見ておりました。ところが、いつの議会か、私は熊本日日新聞を見てびっくりしたんです。場所も認めとって、用地も買収認めとって、何で今ごろ反対なのか、いつから菊池市議会は・・・・の議会になったのか、腹立たしさも覚えたぐらいでありました。

そこで今回、やっとその老人の皆さんが楽しみに待っておる福祉センターが建設をするということで、工事契約がなされようといたしております。老人会の皆さんの気持ちを考えたならば、私はぜひとも1日も早い完成を望むものであります。

以上の理由から賛成であります。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） よろしいですか。ただいまの中原議員の発言について、・・・という言葉がありましたが、この老人福祉センター建設に当たって、前回の議員さんも今回の議員さんも慎重に議論をして、議論を尽くして昨年9月に可決をされたわけです。それを慎重審議を挙げていじめというふうに発言されると、また議論は一からやり直しになります。ですから、今の中原議員のその部分については、発言の取り消しを求めます。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君、今の発言については、議会内でお互いに審議をしたわけですから、・・・については発言の取り消しを求めます。

○10番（中原 繁君） ちょっと待って。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 今の私は東議員の指摘には少し心外だと思います。それはなぜなら、私はそのときの現役で、皆さんと議論に加わっておりません。ただ正直な気持ちを、そう感じたからそう述べただけであって、いじめという言葉はいっぱいあります。以上で、私は取り消しについては嫌ですね。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩いたします。

○  
休憩 午前11時05分

開議 午後11時19分  
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、中原議員から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ただいま私の発言の中で、不適切な発言がありましたことについては取り消させていただきます。大変時間をとらせて申しわけありませんでした。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 反対者はおらんですね。では、賛成者の討論を許します。  
坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 老人福祉センター、お年寄りの方が大変待っておられた施設であります。しかし、私は送水方式に関しまして反対をいたしまして、こんなに延びたことを非常に苦しく思っております。

しかしながら、やはり送水方式、1. 何キロというような長い送水をする、それには相当な維持管理費用もかかりますし、レジオネラ菌等で死人が出た場合、もし出た場合はですね、私たちの責任にもなります。そういう意味で、大変長らく待たれたとは思いますが、今回、このようにすばらしい計画を立てていただけましたので、早急なる建設を望みます。賛成意見といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第52号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第6 議案第53号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第53号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第57号、平成22年12月17日議決の「議案第133号調停の申し立てについて」の一部訂正につきましては、平成22年第4回定例会で議決をいただきました調停の申し立てについての表記の一部に訂正が生じたのでお願いするものです。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、この議案につきまして速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

[「市長、今、57号とおっしゃいました」と呼ぶ者あり]

○市長（福村三男君） 57号と言いましたか。

〔「53号です」と呼ぶ者あり〕

○市長（福村三男君） 議案第57号と申し上げたそうではありますが、議案第53号で  
ございます。訂正します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

〔登壇〕

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案第53号について説明をさせていただきます。  
す。

91ページをお開きください。

議案第53号、平成22年12月17日議決の「議案第133号調停の申立てに  
ついて」の表記訂正についてでございます。

平成22年12月17日議決を経た調停の申立てについての表記の一部を訂正し  
たいため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、当該調停は菊池市が九州産廃株式会社を相手方とし、  
環境保全協定書の法的有効性の確認を行うため、地方自治法第96条第1項第12  
号の規定により、議会の議決を経て3月末に調停を申し立て、5月18日に第1回  
目の調停協議を行っているものでございますが、今後の調停を円滑に進めていくた  
め、表記の一部について訂正を行うものでございます。

別冊の新旧対照表の7ページをお開きください。

訂正事項でございますが、まず議決書の第1項の当事者中、調停原告を申立人に、  
調停被告を相手方に、また2項の管轄裁判所中、熊本地方裁判所山鹿支部を山鹿簡  
易裁判所に訂正をお願いするものでございます。

以上、議案第53号について説明をさせていただきました。

○議長（山瀬義也君） 傍聴席の方は座ってお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略した  
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略すること  
に決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第53号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第7 報告第3号及び報告第4号まで上程・報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、報告第3号及び報告第4号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 議案の93ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号、株式会社四季の里旭志の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社四季の里旭志の経営状況を報告させていただきます。

94ページをお願いしたいと思います。

平成22年3月31日、解散に係る清算終了報告書ということで、平成22年3月31日、会社解散後の清算を進めてまいりましたので、決算報告書及び配当金計算書につきまして報告をいたすものでございます。

1、清算年度。平成22年4月1日から平成23年2月10日までの決算報告ということで、96ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表ということで、資産の部として現金及び預金が2,703万9,270円で、資産の部の合計が同額の2,703万9,270円ということになっております。

負債の部につきましては、流動負債として登記費用や税理士費用などの未払金が13万7,350円、未払消費税等が58万600円で、負債の部の合計が71万7,950円でございます。

純資産の部としまして、資本金が1億6,000万円、利益準備金が72万5,000円、繰越利益剰余金がマイナスの1億3,440万3,680円で、利益剰余金がマイナスの1億3,367万8,680円でございます。そういったことで、

純資産の部の合計が2,632万1,320円ということになっております。

負債純資産の合計が2,703万9,270円で、資産の部の合計と一致をいたしております。

97ページをお願いしたいと思います。

損益計算書ということで、その他の売上高として190万4,762円。これにつきましては、指定管理者に商品や材料などを買い取っていただいた金額というものでございます。売上原価の期首棚卸高が254万881円でありますので、売上総損失が63万6,519円ということになっております。

販売費及び一般管理費につきましては143万3,302円ということで、営業損失が206万9,421円ということになっております。

なお、販売費及び一般管理費の明細につきましては98ページに掲げておりますので、説明については省略させていただきます。

97ページに戻っていただきたいと思っております。

営業外収益が4万9,362円で、経常損失は202万59円ということになっております。固定資産売却益として1円、また売却できなかった固定資産除却損として144万6,214円、台帳価格以下で売却したことによる固定資産売却損が82万7,858円で、当期の純損失が429万4,130円ということになっております。

94ページをごらんいただきたいと思っております。

そういった決算によりまして、2の配当金計算書ということで、先ほど説明しました純資産の部の残余財産額2,632万1,320円を次のような計算式で株主に分配をいたしております。普通株式が3,200株ありましたので、残余財産額2,632万1,320円を3,200株で割りまして、1株当たり分配金額を8,225.4125円ということにいたしております。分配に当たりましては、出資金額50万円が10株ということになっておりましたので、出資額50万当たり8万2,254円を分配いたしております。

なお、小数点がついておりますので、小数点第2位以下につきましては金種支払手数料の一部ということで利用させていただいております。

そういったことで、分配後の貸借対照表につきましては、資産ゼロ、負債・資本ゼロということになっております。

以上で、報告第3号、株式会社四季の里旭志の経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 専決処分の報告をさせていただきます。

101ページをお開きください。

報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

103ページをお開きください。

専決処分書でございますが、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

事故発生日、平成23年2月13日。

2、相手方、記載のとおりでございます。

3、事故の概要、公務で菊池市龍門地内を走行中、市道長野班蛇口線から県道鯛生菊池線への三差路を右折した際、県道から右折してきた相手方車両に気づくのがおくれ、相手方車両の右側後方に接触し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額、22万4,523円。

5、決定事項、記載のとおりでございます。

以上、報告第4号、専決処分の報告をさせていただきました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

報告第3号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号は地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成23年第2回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

どうもお疲れさまでした。

---

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 工藤 圭一郎

菊池市議会議員 城 典臣

# 付 録

平成23年第2回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(5月24日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市一般会計補正予算 第16号）	原案承認
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号）	原案承認
議案第45号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 第6号）	原案承認
議案第46号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第47号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第48号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第1号）	原案承認
議案第49号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第50号	菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第51号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第52号	工事請負契約の締結について（平成23年度菊池市老人福祉センター建築工事）	原案可決
議案第53号	平成22年12月17日議決の「議案第133号調停の申立てについて」の表記訂正について	原案可決
報 告		
報告第3号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第4号	専決処分の報告について	原案報告